

## (11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和4年5月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
別表第3（第13条関係） <table border="1" data-bbox="241 1257 1111 1347"><tr><td data-bbox="241 1257 779 1319">事務</td><td data-bbox="779 1257 1111 1319">金額</td></tr></table>	事務	金額	別表第3（第13条関係） <table border="1" data-bbox="1176 1257 2045 1347"><tr><td data-bbox="1176 1257 1713 1319">事務</td><td data-bbox="1713 1257 2045 1319">金額</td></tr></table>	事務	金額
事務	金額				
事務	金額				

略	
32 法第85条第6項の規定に基づく許可	略
32の2 法第85条第7項の規定に基づく許可	略
略	
40 法第87条の3第6項の規定に基づく許可	略
41 法第87条の3第7項の規定に基づく許可	略

備考 略

略	
32 法第85条第5項の規定に基づく許可	略
32の2 法第85条第6項の規定に基づく許可	略
略	
40 法第87条の3第5項の規定に基づく許可	略
41 法第87条の3第6項の規定に基づく許可	略

備考 略

#### 附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）第11条の規定の施行の日から施行する。